

平成28年度 特定非営利活動に係る事業報告

特定非営利活動法人ひだまり

1 事業実施の方針

千葉市及びその周辺地域の、障害児者本人の権利擁護を基に、主に知的障害児者の地域福祉支援、在宅支援及び成年後見等に関する事業を行ない、知的障害児者及びその家族の日常生活の安定を図り、将来に対して不安のない生活を行なえる豊かな地域を作っていくことを事業実施の方針とする。

2 事業の成果

ア 障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

平成28年度は障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス事業者としての責務を果たすべく、行動援護を事業の柱として重度障害を持つ方のご家族にも配慮した支援及びサービス提供に努めた。

一方移動支援事業は、知的障害児者の社会生活参加および余暇活動の支え手となるよう、千葉市及び近隣市指定事業者としてご要望にお応えすべく努めた。

弊事業所は厳しい経営環境ながら、千葉市内で数少ない知的障害児者を対象とする事業者であるが、一般企業に比し未だに低い水準にある支援員の処遇向上、並びに数的確保・増員が課題として残る。

イ タイムケア及び移送サービス事業

タイムケアは障害者総合支援法の枠に収まらぬサービスであるが、利用者のニーズに応えるよう提供している。移送サービスは公共交通機関の利用が困難である利用者の支援に不可欠であり、経営面では厳しい状況ながら提供している。

ウ 知的障害者移動介護従業者養成研修の第5回目開催（ガイドヘルパー研修）

支援員の雇用対策及び社会的広がりの一環を目的に当該研修を毎年実施し、28年度は平成29年2～3月に座学2日・実習1日のコースを、千葉市稲毛区長沼原勤労市民プラザ研修室及びマザー牧場にて実施した。

エ 権利擁護事業への取組み

船橋市のNPO法人「PACガーディアンズ」及び千葉市成年後見支援センターとの連携を図り、知的障害者の権利擁護と後見制度の啓発と情報提供を行っている。平成28年1月14日及び2月28日にひだまり勉強会として「成年後見制度にどう向き合い、利用するか」をテーマに、自主講座を社会福祉法人父の樹会施設及び稲毛区長沼原勤労市民プラザ研修室で開催した。

オ 相談支援、各種案内及び広報事業、認定NPO法人として

知的障害者家族の高齢化や片親若しくは両親不在の家庭が増加し、年間相談件数と深刻な状況は徐々に進行している。相談者には関連事業所のグループホーム利用の案内、成年後見制度の利用など総合的かつ具体的な支援に努めている。

広報誌「ひだまり便り」、生活支援事業機関誌「メープル通信」の発行、ひだまりホームページの運営等により福祉情報の充実を図っている。

千葉市条例指定NPO法人並びに所轄庁認定NPO法人として、広報誌・ホームページ等により多くの賛同者を得るよう活動状況の広報を行った。

カ 障害児者の将来を守る父の樹会の運営支援

知的障害児者の保護者で組織する「障害児者の将来を守る父の樹会」の事務局として、同団体の運営及び会計実務を受託し遂行した。

3 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
(1) 障害福祉サービス事業 及び地域生活支援事業	行動援護、移動支援などの社会参加に必要な支援	随時	千葉市 及び 近隣地域	1回 1名	移動介護や支援を必要とする知的障害児者 延 2,736名	38,543
(2) タイムケア その他	保護者に代り数時間の時間預かり、キャンセル料その他	随時	千葉市 及び 近隣地域	1回 1名	支援を必要とする知的障害児者 延 56名	256
(3) 移送 サービス	公共交通機関の利用困難な利用者の出先などへの自動車送迎	随時	千葉市 及び 近隣地域	1回 2名	送迎の必要な知的障害児者 延 667名	1,072
(4) ガイドヘルパー研修	支援員養成講座 座学2日、実習1日	平成27年2月 8・15日 3月8日	長沼原勤労市民プラザ・マザー牧場	4名・外部講師 3名	受講者 9名	160
(5) 権利擁護	成年後見制度の周知と啓発	随時	事務局及び関連事業所	理事3 ～5名	知的障害者及び保護者 46名	100
(6) 相談・情報広報事業 認定NPO法人取組み	生活支援・その他の相談、機関紙発行、ホームページ運営、認定後諸活動	随時	事務局	2名＋理事 4名	知的障害児者及びその保護者・賛助会員 605名	450
(7) 関連任意団体の運営支援	障害児者の将来を守る父の樹会各種事業運営	通年	事務局及び関連事業所等	2名 状況に応じ＋理事2 ～4名	知的障害児者及びその保護者 386名	3,037
(8) 管理費	事務局管理支出	通年	事務局	2～3名	事業の管理運営に要する人数	3,699